

# 委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

## （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## （委託事業の内容）

第2条 甲は、令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務（以下「委託事業」という。）を別添「令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

## （委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託料として、年額次の金額を支払う（詳細は別紙4のとおり）。ただし、第13条の規定に基づく収支決算の支出合計額がこの額を下回る場合は、収支決算の合計額を支払う。

特定医療費（指定難病）助成関係業務

金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税\_\_\_\_\_円）

指定難病患者情報提供事業業務

金\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税\_\_\_\_\_円）

## （委託の期間）

第4条 乙は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで、委託事業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について縮減又は削除があった場合には、この契約は解除できるものとする。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円とする。

## （権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付

け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が、再委託しようとする受託者の名称、業務の範囲、理由、その他甲が必要とする事項について書面をもって甲に申請し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務従事者)

第8条 乙は、この契約による業務に直接従事させる担当者（以下「担当者」という。）及び担当者を指揮・監督する管理責任者について「業務従事者等名簿」（様式第1号）に記載のうえ、甲へ提出しなければならない。提出後に異動があるときも同様とする。

- 2 乙は、管理責任者を選任し、甲との連絡及び調整に当たらせるものとする。
- 3 甲は、担当者のうち、業務に従事させることが不相当と認められる者があるときは、乙に対して必要な措置を求めることができるものとし、乙は誠意をもって対処するものとする。
- 4 乙は、担当者の服務態度その他の教育指導に努め、風紀、衛生及び服務規律の維持に関しての一切の責任を負うものとする。

(事業計画書の提出)

第9条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第2号）を甲に提出し、承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第10条 乙は、事業計画の内容の変更をしようとする場合は、事前に事業計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる額の20%以内の流用及び消費税額及び地方消費税額に係る変更については、この限りでない。

(事業の中止及び廃止)

第11条 乙は、事業の中止又は廃止をしようとする場合は、事前に事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第13条 乙は、半期ごとの事業実績報告書(様式第5号)を、10月の中旬及び3月末までに甲に提出するものとする。

- 2 甲は前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務の成果が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、業務の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、業務の補正が完了したときについて準用する。

(委託料の請求及び支払)

第14条 乙は、前条第2項の検査終了後、委託料の支払いを委託料請求書(様式第6号)により、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙の正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲が正当な理由がなく、前項の支払期限内に委託料を支払うことができないときは、支払期限の翌月から起算して支払日までの日数に応じ、支払いを要する額に対し、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた額を支払遅延利息として乙に支払うものとする。

(暴力団等による不当要求行為の排除)

第15条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等(暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。)から不当要求行為(不当又は違法な要求、妨害行為その他契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を、甲の許可なく他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。
- 3 乙は、前2項の秘密の保持について、業務従事者に周知し徹底させなければならない。

(個人情報保護)

第17条 乙は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

第18条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(資料等の管理及び返還)

第19条 乙は、この契約による委託業務を処理するために甲から貸与された資料、情報、機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 前項に規定する資料、情報、機器等は、甲の指示又は承認があるときを除き、仕様書に記載された業務場所以外には持ち出ししてはならない。
- 3 第1項に規定する資料、情報、機器等は、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(電磁的記録の返還等)

第20条 乙は、本業務実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁的記録は、業務完了後速やかに甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
  - (2) 乙が委託期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
  - (3) 乙又は業務従事者が、正当な理由なく、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日号外法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、解除された日の属する月の前月までに履行終了した委託料をその期間の月数で除して得た1ヶ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を前項の違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（乙の解除権）

第23条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（事情変更による契約の変更）

第24条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（法令上の責任）

第25条 乙は、業務従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及びその他法令上の全ての責任を負って業務従事者及び総括責任者を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

（契約外の事項）

第26条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第27条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事 中 村 時 広

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に

対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

様式第1号（第8条関係）

令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係等事業  
業務従事者等名簿

年 月 日現在

1 管理責任者

職名	氏名	備考

2 業務担当者

氏名	備考

※ 必要に応じて行を追加すること。

様式第2号（第9条関係）

令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）助成関係等事業計画書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

法人名

代表者職氏名

㊟

年 月 日付けで契約を締結した令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務の事業計画について、委託契約書第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 年間（各月単位）業務及び予定件数
- 2 業務概要
- 3 要員の配置数
- 4 情報共有等の実施方法
- 5 実施体制図
- 6 業務マニュアル（対応方法、作業手順等）
- 7 研修実施計画
- 8 収支予算書 別紙1のとおり
- 9 その他

# 収 支 予 算 書

所 在 地  
法 人 名  
代表者職氏名

⑩

## 1 収 入

区 分	予 算 額 (円)	備 考
県委託料		
計		

## 2 支 出

区 分	予 算 額 (円)	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

※ 必要に応じて行を追加すること。

様式第3号（第10条関係）

令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）助成関係等事業計画  
変更承認申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

法人名

代表者職氏名

㊞

年 月 日付けで契約を締結した令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務を下記のとおり変更（改訂）したいので、委託契約書第10条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の収支予算書 別紙2のとおり
- 4 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

## 変更後の収支予算書

所在地  
法人名  
代表者職氏名

印

## 1 収 入

区 分	予算額 (円) 変更後	予算額 (円) 変更前	増 減	備 考
県委託料				
計				

## 2 支 出

区 分	予算額 (円) 変更後	予算額 (円) 変更前	増 減	備 考
小 計				
消費税及び地方消費税の額				
合 計				

※ 必要に応じて行を追加すること。

様式第4号（第11条関係）

令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）助成関係等事業  
中止（廃止）承認申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

法人名

代表者職氏名

⑩

年 月 日付けで契約を締結した令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務を下記のとおり中止（廃止）したいので、委託契約書第11条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号（第13条関係）

令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）助成関係等事業実績報告書  
（令和 年度 半期分）

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
法人名  
代表者職氏名

㊞

年 月 日付けで契約を締結した令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務について、契約書第13条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

また、個人情報の取扱い及び情報セキュリティ対策について、契約書各条項を遵守しましたので、あわせて報告します。

記

- 1 事業及び研修に係る実施内容
- 2 事業の実施期間
- 3 各月ごとの業務別処理件数
- 4 収支決算書 別紙3のとおり
- 5 その他

## 収 支 決 算 書

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

印

## 1 収 入

区 分	決 算 額 (円)	備 考
県委託料		
計		

## 2 支 出

区 分	決 算 額 (円)	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

※ 必要に応じて行を追加すること。

様式第6号（第14条関係）

令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係業務及び  
指定難病患者情報提供事業委託料請求書  
（令和 年度分）

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名

⑩

年 月 日付けで契約を締結した令和8～10年度愛媛県特定医療費（指定難病）医療費助成関係業務及び指定難病患者情報提供事業業務の委託料について、契約書第14条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

一金 円也

（内 訳）

委託料金 円也

既受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

別紙 4

契約金額 内訳

	期間別	特定医療費（指定難病） 医療費助成関係業務分	指定難病患者情報 提供事業分
	契約金額		
上半期	円	円	円
下半期			
合計			